

相談センターだより

平成 26 年 12 月号 (第 72 号)

183-0021 東京都府中市片町 1-10-6-510

NPO 法人いきいきライフ相談センター

TEL : 042-358-5505 Fax : 042-358-5506

sodan-center@jcom.home.ne.jp

メインテーマ

相続 (第 1 回) 争族を防ぎ円満な家族を遺す

◎ 相続とは

他界した人の遺産を遺族に承継させる制度です。遺産を蓄積した父親の一次相続だけでなく、父親の遺産を受け継いだ妻の二次相続にも適用されます。故人の遺産を受け継ぐことは、めったにない不労所得ですから、往々にして遺産分割は醜い「争族」になる危険性があります。

相続は法律行為(民法第五編に 163 か条からなる「相続」規定)ですが、相続は身内の行為ですから法律で律するのは本来は筋違いともいえますが、相続税がかかることと、また争いが起こりやすい制度のため民事法で律しています。世界の国々でも多くの主要国は相続法がありますが、ロシア、中国をはじめ十数か国には相続法はありません。

1915 年 1 月には相続税法が改正されて相続税の基礎控除額が引き下げられ、相続税の課税対象者が増えます。そのため、相続及び相続税は現在注目を集めています。

◎ 相続権および相続の承認・放棄

被相続人の親族には、欠格又は廃除には当たらない相続権のある親族(相続人)がいます。また遺産にはプラスの遺産(積極財産)とマイナスの遺産(債務等、消極財産)があります。相続人にとって、プラスの財産は有難いけどマイナスの遺産は迷惑です。従って相続人は次の三つの選択肢から承認又は放棄を選択しなければなりません。①「単純承認」(プラスの財産・マイナスの財産ともに無限に承継する)②「限定承認」(相続によって得た財産の範囲で、相続人全員共同で債務を弁済する)③「相続放棄」(初めから相続人でなかったことにする)。

この選択は、相続開始時(被相続人の死亡時)から 3 か月以内(熟慮期間という)に決定し、家庭裁判所に申出なければなりません。熟慮期間に債務の実態※している法律規定)に違反することはできません。違

順位	相続人	法定相続分	遺留分
1	配偶者と 子	配偶者 1/2 子 1/2	各自相続分 の 1/2
2	配偶者と 直系の親	配偶者 2/3 親 1/3	
3	配偶者と直 系兄弟姉妹	配偶者 3/4 兄弟姉妹 1/4	

【法定相続の順位、法定分割割合、遺留分割合表】

- ・配偶者は常に第 1 順位。同順位の相続人が複数いるときは、相続分を各自均等配分。
- ・子が相続開始前に死亡・廃除の場合は直系の孫が代襲(跡継ぎに継がせる)。胎児は既に生まれたものとみなします。
- ・第 1 順位の子が誰もいないときは順位 2 へ、以下同じ。

※を調査し、三者のうちのいずれかを選択するのは大変ハードな課題で、決定できないとき又は相続財産を処分、隠蔽、消費したときは単純相続となります。相続放棄は、一人の相続人に相続させるために行うこともあります。相続放棄は代襲の原因にはなりません。相続人は、熟慮期間に遺産と相続人固有の財産の「財産分離」を家庭裁判所に請求することができます。

◎ 遺産分割

遺産は相続開始から一括的に相続人全員に共有承継され、いつでも協議により分割できます。協議が整わないときは分割を家庭裁判所に請求できます。

遺産の分割には①「遺言による指定分割」②「共同相続人の協議による協議分割」③「家庭裁判所による調停分割」又は④「分割の請求による審判分割」の 4 種があります。

遺産分割を行う基準は、①被相続人の「遺言」②遺産分割協議(全員の賛同があれば)③法律(法律による「相続分の順位、分割割合、遺留分」は上図のとおり。①②も、遺留分(相続人の期待権を守るため保証

反事例があった場合は「遺留分減殺請求」をもって対抗することができます。

・遺産分割には、「特別受益者」（遺贈・生前贈与・外国留学等）又は「寄与者」（療養看護、結婚もせず介護等）がいる場合はその分を加味します。

・遺言は、被相続人の最後の意思表示ですから、遺産分割にとっては極めて重要です。被相続者の死亡確認後ただちに遺言の有無の確認を行います。発見した場合は、封を切らずに公証人役場に届け出る必要があります。

遺産分割が遅れると、相続税の申告・納付期限（死亡日の翌日から10か月以内、納付は現金一括）に間に合わなくなります。

・相続人がいない又は不明確な場合

相続財産は法人になり、家裁は利害関係人等の請求により「相続財産管理人」を選任し、2か月間出現を待ちます。特別縁故者を見出せないときは、相続財産は国庫に帰属します。

◎ 相続税基礎控除額

平成27年1月からは、相続税の基礎控除額の計算が次のとおり改定されます。

平成26年までは、「基礎控除額＝5000万円＋相続人数×1000万円」。平成27年1月からは：「基礎控除額＝3000万円＋相続人数×600万円」

相続人の数が3人の場合の基礎控除額は、平成26年までは8000万円が、平成27年からは4800万円に3200万円少なくなり、サラリーマンOBの家庭にも相続税が課税となる場所が出そうです。

・自宅の評価額の目安

相続税が課税されるか否かは税務署の算定によりますが、自宅不動産の評価額が大きな割合を占めます。

評価額の目安の一つとして、毎年5月に市役所から送られてくる「固定資産税納税通知書」の「評価額」を参考にします。おおよその目安として、「土地の評価額」×1.2倍、「建物の評価額」×1.0、マンションの場合は「建物全体に対する持分割合」によります。

生命保険も相続財産ですが（受取人の固有財産）、非課税額＝500万円×法定相続人数があり、生保の手続き能力を利用することもできます。

・相続税額の概算試算

・上記の条件で相続財産が5000万円の場合は相続税額は10万円、7000万円の場合は60万円、9000万円の場合は240万円になるそうです。（某税理士の試算）相続税には、いくつもの特例があり、特例が適用されれば、相続税は大幅に非課税になります。

・相続財産の評価及び支払いの手続きに関しては税理士の専門知識を活用することが重要です。

相続（第2回）においては遺言、相続分割、申告・納付の注意点等をお知らせします。

12月のセミナー

12月のセミナーは、予定されていません。

11月に予定していた高齢者向け文学セミナーは、諸行事の関係で来年春に延期しました。皆様のご都合を伺いながら実施時期を調整したいと思います。

今回のテーマは「倉本聡の北の国から」、その後は「村上春樹 ノルウェイの森」を予定しています。

健康セミナーは10月9日「認知症の初期症状とその対策」を実施し好評でした。27年早々に、セミナーの内容を「だより」で発表いたします。

平成24年成立 年金制度改正の確認

1 財政基盤及び指定保障機能の強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（H24.8.10成立）

(1) 年金国庫負担1/2を恒久化する年度をH26年度とする。（施行日H26.4.1以下(4)まで同じ）

(2) 厚生年金、健康保険等について産休期間中の保険料免除

(3) 遺族基礎年金の父子家庭への支給

(4) 年金受給資格期間25年から10年に短縮

(5) 短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大（施行日H28.10.1）

2 被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法の一部を改正する法律（施行日H24.8.10）

(1) 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について27%引き下げ（施行日H25.8.1）

(2) 厚生年金に公務員及び私学教職員も加入し、2階部分は厚生年金に統一。（施行日H27.10.1以下(4)まで同じ）

(3) 共済年金・厚生年金の保険料統一（上限18.3%）

(4) 共済年金の3階部分（職域加算）の廃止